

◆ 計画変更・財産処分等の手続き

・1年間の保有が義務付けられています。代替等の処分をする場合は補助金の返納が必要です。

- 交付申請以降から財産処分制限期間（車両は登録（届出）から1年間、後付け装置は取付けから1年間）が経過するまでの間に、申請内容に変更が発生する場合は、変更の内容と変更の時期に応じて、事前に手続きが必要です。
- 後付け装置を設置した方は、設置した店舗等に申し出ていただき手続きをその店舗等に行っていただくように依頼ください。なお、補助金は店舗等まで返納ください。

変更の種類		申請～交付決定	交付決定～補助金振込	補助金振込～ 財産処分制限期間内
(1) 計画変更	①軽微な変更			
	②重要事項の変更			
(2) 財産処分（車両の処分）				

1. 必要書類一覧

変更の種類		必要な書類	様式
(1) 計画変更	①軽微な変更	変更届出書 http://www.cev-pc.or.jp/support-car/dl_data/R1ho_sc_ys01-12.pdf	S1-12
	②重要事項の変更	計画変更承認申請書 http://www.cev-pc.or.jp/support-car/dl_data/R1ho_sc_ys01-13.pdf	S1-13
(2) 財産処分（車両の処分）		財産処分承認申請書 http://www.cev-pc.or.jp/support-car/dl_data/R1ho_sc_ys01-14.pdf	S1-14

- センターが様式を指定する書類は、センターのホームページ「◆様式集」からダウンロードしてお使いください。
- 添付するコピーは、片面コピーで、A4サイズでお願いします。

- 申請書類の送付は、下記の宛先をお願いします。

【各種書類郵送先】

〒103-0027
東京都中央区日本橋一丁目16番3号 日本橋木村ビル
一般社団法人 次世代自動車振興センター
サポカー補助金 計画変更・財産処分 係

2. 必要書類の詳細説明

- 変更の内容によって、手続きや必要書類が異なることがありますので、疑問点があれば事前にセンターにご相談ください。

(1) 計画変更

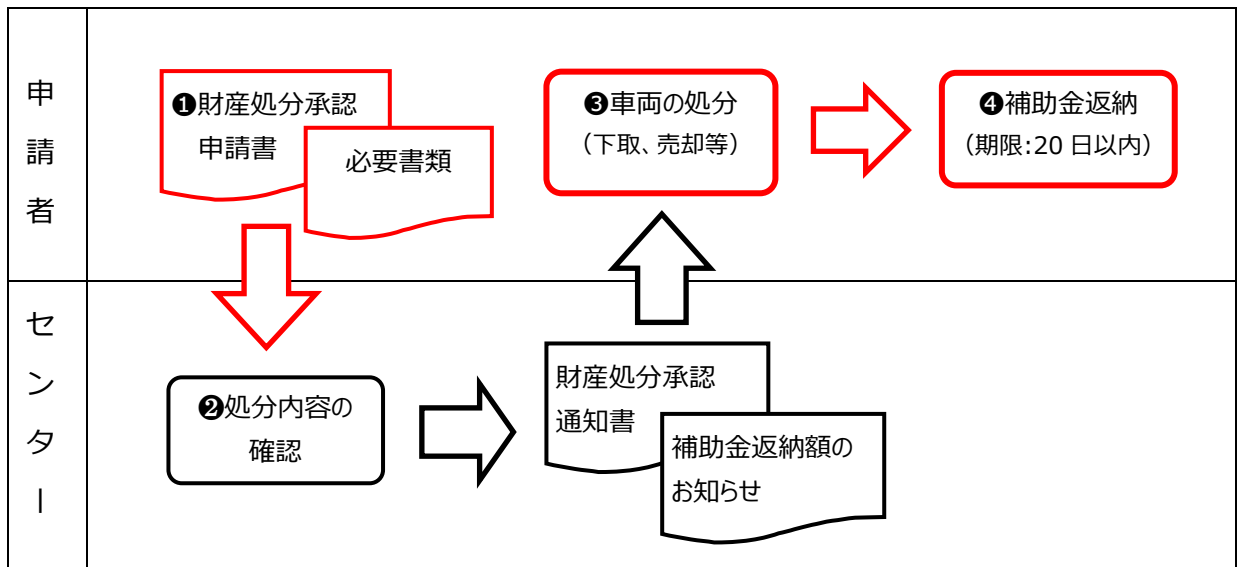
変更内容	具体的な例	提出書類
① 軽微な変更	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査証の変更を伴わない以下の内容が対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ▣ 申請者の氏名の変更 (個人の改姓、法人の代表取締役の変更など) ▣ 申請者の住所変更 <ul style="list-style-type: none"> ☆ (注意) 補助金の受領以降に発生する場合も対象となります。 	変更届出書 <様式 S1-12> + 必要書類
② 重要事項の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付決定以降に発生した自動車検査証の変更を伴う以下の内容が対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ▣ 車両の登録ナンバー、氏名、住所などの変更 ▣ 車両の売却、廃車などにより、補助金の受領を中止する場合 ▣ 相続などにより、申請者（車両の所有者変更の場合で、使用者は変更なし）の名義を変更して補助金の受領をする場合 <ul style="list-style-type: none"> ☆ (注意) 補助金の受領以降に車両の売却、廃車、使用者を含む名義変更及びリース契約者の変更などを行う場合は、「財産処分」となり、「財産処分申請書」で手続きしなければなりません。この場合の手続きは、(3) 財産処分を参照ください。 	計画変更承認 申請書 <様式 S1-13> + 必要書類

(2) 財産処分

- 補助金の交付を受けた車両（「取得財産等」という）を処分制限期間内に処分する場合には、処分する前に財産処分承認手続きが必要です。また、補助金の返納も必要となります。
- 処分制限期間内にある車両を処分して、新たに補助対象車両を購入する場合でも、その車両への補助金申請はできません。（補助金の申請は1人1回です。）

☆（注意）財産処分手続きの開始から完了までは期間を要しますので、早めの手続きをお願いします。

<車両処分（財産処分）の手続き>



①	・必ず処分する前にセンターへ「財産処分承認申請書」を提出してください。
②	・センターで処分内容を確認し、「財産処分承認通知書」を発送します。
③	・車両を処分してください。
④	・「財産処分承認通知書」に記載した補助金返納額を期限までに返納ください。 ☆（注意）国の規定に従って、納付期限は、通知から20日とさせていただきます。また、期限までに返納されないときは延滞金をお願いすることもあります。

☆（注意）取得財産等の処分に該当する行為

補助金の目的は、安全サポート車の普及を促進することによって高齢運転者の安全対策を図ることです。これに反する以下の行為は取得財産等の処分に該当する行為となります。

- ①補助金の目的に反する使用 ②譲渡（売却） ③交換 ④貸付 ⑤廃棄
⑥担保に供すること

☆（注意）補助金返納の必要のない場合

財産処分が以下に該当する場合は、本人の責めに帰さないやむを得ない事由によるものとして補助金の返納は必要ありません。

- ① 取得財産等が天災などにより走行不能となり抹消処分した場合
- ② 取得財産等が過失の無い事故により走行不能となり抹消処分した場合
- ③ その他センターが特に認める場合

ただし「財産処分承認申請書」及び必要書類を提出いただき、承認を得る必要があります。

☆（注意）財産処分承認申請書に記入する補助金交付決定番号が不明な時は、車検証コピーを添付してください。

- センターでは、定期的に、補助金を交付した車両の保有状況を調査しています。センターの承認を得ずに、無届で処分制限期間内に財産処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全額の返納を求めます。